

第 2 4 号議案

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、公園の使用料及び占用料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）中「または施設」を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

公園の占用料

種別	単位	占用料	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月 1,422円	
標識		1本 1月 842円	
水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 140円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 350円	
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月 702円	
電線	電線	1メートル 1月 121円	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 140円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 350円
		外径1メートル以上のもの	1メートル 1月 702円
鉄塔		1平方メートル 1月 1,053円	
変圧塔・マンホールの類		1箇所 1月 1,053円	
郵便差出箱		1箇所 1月 421円	
公衆電話所		1箇所 1月 1,053円	
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル 1月 501円	
	地下部分	1平方メートル 1月 350円	
高架の占用物件		1平方メートル 1月 385円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 1月 572円	
写真撮影	常時占用	撮影機1台 1月 8,352円	
	臨時的な占用	1時間 1,478円	
ロケーション		1時間 13,050円	
その他の占用	競技会・集会	1平方メートル 1日 31円	
	上記以外の場合	1平方メートル 1日 34円	

別表第3

## 土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル 1月	1,045円

### 付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、なお従前の例による。